

エフピコ RiM 本館 2 階フロアの運営事業者について、プロポーザル方式により選定するので、参加を希望する者は以下の手続を行ってください。

2025年（令和7年）12月25日

福山市長 枝 広 直 幹

## 1 事業概要

### (1) 事業名

エフピコ RiM 本館 2 階フロア運営事業者公募

### (2) 事業場所

エフピコ RiM 本館 2 階

（福山市西町一丁目 1 番 1）

### (3) 事業内容

エフピコ RiM 本館 2 階フロア運営事業者公募要領（以下「公募要領」という。）に定めるところによる。

### (4) 貸付期間

原則 10 年間を上限とし、運営事業者の候補者（以下、「事業候補者」という。）と協議の上決定する。

## 2 参考資料

公募要領に定めるところによる。

## 3 参加資格

本公募への応募にあたっては、この公告の日を基準日（次のうち、(3) を除く。）として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人格を有する団体、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができます。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要があります。

コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできません。また、コンソーシアムに所属しながら単独団体として参加することはできません。

コンソーシアムで応募する場合、提案された事業の実施（損害賠償を含む。）については各構成員が連帯して責任を負っていただきます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

#### 4 評価基準及び評価項目

公募要領に定めるところによる。

#### 5 事業候補者の選定

事業候補者の選定にあたっては、エフピコRiM本館2階フロア運営事業者評価員（以下「評価員」という。）が提案内容を評価する。評価員による評価が高い順に、事業候補者1者、次順位者1者を選定する。ただし、その選定にあたっては、公募要領「3 採点方法」（P.21 参照）により失格となった者は対象外とする。

#### 6 参加申込の手続等

- (1) 参加表明書・企画提案書の提出先

福山市企画財政局 福山駅周辺再生推進部 福山駅周辺再生推進課  
住 所：福山市東桜町3番5号  
電 話：084-928-1093  
E-mail：ekishuhensaisei@city.fukuyama.hiroshima.jp

- (2) スケジュール

2025年（令和7年）	12月25日（木）	公告、公募要領配布開始 参加表明書受付開始 質問受付開始
2026年（令和8年）	1月16日（金）	公募要領配布締切 参加表明書受付締切 質問受付締切
	1月22日（木）	資格審査結果の通知 質問への回答期限
	1月23日（金）	企画提案書受付開始

	2月13日（金）	企画提案書受付締切
	2月20日（金）	プレゼンテーション
	3月6日（金）	事業候補者の決定、通知
	4月頃	基本協定の締結
	7月から12月頃	定期建物賃貸借契約の締結
2027年（令和9年）	1月から10月頃	本市発注の改修工事
	11月から3月頃	運営事業者発注の工事
2028年（令和10年）	4月頃	2階フロア運営開始

(3) 公募要領等の配布期間及び入手方法

ア 配布期間

公告の日から2026年（令和8年）1月16日（金）まで

イ 入手方法

福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuuhensaisei/377736.html>) からダウンロードすること。

(4) 参加表明書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 1者のみの場合

当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価員により提案内容を評価する。

イ いない場合

本公募を取りやめる。

## 7 基本協定及び契約の締結

- (1) 事業候補者は、事業候補者の決定の通知後、本市とエフピコ RiM 本館2階の定期建物賃貸借契約に係る基本協定を締結することとします。基本協定は、本公募により事業候補者が選定されたことを確認するとともに、本市と事業候補者が定期建物賃貸借契約を締結することに向けて、双方の了解事項等を確認するために締結するものです。
- (2) 事業候補者は、基本協定の締結後、本市と契約締結に向けた協議を行い、2026年（令和8年）7月頃までを目途に契約を締結するものとします。事業候補者が行う工事の工事期間中の賃料を減額等する場合は、2026年（令和8年）7月頃までを目途に、市議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を付した仮契約を締結し、市議会の議決をもって確定するものとします。なお、市議会で財産の減額貸付に係る議案が否決されたときは、工事期間中の賃料について再協議するものとします。事業候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、本市は次順位者と契約交渉を行うものとします。

## **8 失格条件**

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。事業候補者の決定の日から契約を締結するまでの間において判明した場合も同様とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 公募要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) 公募要領「第5 応募手続き・3 (2) 参加者の資格」(P.16 参照) に記載した資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## **9 その他**

詳細は公募要領に定めるところによる。